

専決第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

1 令和6年度須賀川市一般会計補正予算（第1号）

令和6年4月1日

須賀川市長 橋本克也

令和6年度須賀川市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度須賀川市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,946千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,731,946千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		5,435,636	11,946	5,447,582
	2 国庫補助金	2,259,966	11,946	2,271,912
歳 入 合 計		33,720,000	11,946	33,731,946

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,992,769	11,946	5,004,715
	2 徴税費	539,932	11,946	551,878
歳 出 合 計		33,720,000	11,946	33,731,946

令和6年度 須賀川市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	5,435,636	11,946	5,447,582
歳 入 合 計	33,720,000	11,946	33,731,946

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		一般財源
				国県支出金	市 債	
2 総務費	4,992,769	11,946	5,004,715	11,946		
歳 出 合 計	33,720,000	11,946	33,731,946	11,946		

2 歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	1,178,648	11,946	1,190,594	3 徴税費補助金	11,946	物価高騰対応重点支援地方創生臨時国庫交付金 11,946
計	2,259,966	11,946	2,271,912			

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳	節		説 明
					区 分	金 額	
2 賦課徴収費	245,763	11,946	257,709	特定財源 11,946 国 總 11,946	12 委託料	11,946	1 開かれた行政の推進 11,946 (1)給付金・定額減税一体支援事業 11,946 (委託料) 基幹系システム改修業務委託料 【財務部税務課】
	(特定財源の内訳) (国) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時国庫 交付金 11,946						
計	539,932	11,946	551,878	特定財源 11,946 国 總 11,946			